

# 1. 一般事項

|       |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.1   | 総 則         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1.1.1 | 範 囲         | 本仕様書は、平成13年国土交通省告示第1540号（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件。以下「告示1540号」という。）の第1から第8及び平成13年国土交通省告示第1541号（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件。以下「告示1541号」という。）の第1から第2までの内容に基づいている。告示1540号の第9、第10の規定又は告示1541号の第3の規定に基づいて構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、本仕様書のうち、告示1540号第1及び第3から第7の規定に基づく部分については、本仕様書によらず特記とする。                                                                                                                                                                          |
| 1.1.2 | 工 事 範 囲     | 工事範囲は、本仕様書及び図面の示す範囲とし、特記のない限り、電気工事については引込口までの工事、給水・ガス工事については本管接続までの工事、排水工事については流末接続までの工事とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1.1.3 | 用 語 の 定 義   | <ol style="list-style-type: none"> <li>「設計図書」とは、設計図、仕様書（特記仕様書、仕様書）をいう。</li> <li>「工事監理者」とは、工事請負契約書に監理者として記名捺印した者またはその代理人をいう。</li> <li>「施工者」とは、工事請負契約書に施工者として記名捺印した者またはその代理人をいう。</li> <li>「特記」とは、仕様書以外の設計図書に指定された事項をいう。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1.1.4 | 疑 義         | 図面と仕様書との記載内容が相違する場合、明記のない場合又は疑義の生じた場合は、建築主又は工事監理者と協議する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1.1.5 | 軽微な設計変更     | 現場のおさまり、取合わせその他の関係で、材料の取付け位置又は取付け工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は工事監理者の指示により行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 1.1.6 | 別契約の関連工事    | 別契約の関連工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないように処理する。ただし、工事監理者がいる場合は、その指示による。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1.2   | 施 工 一 般     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1.2.1 | 材 料 等       | <ol style="list-style-type: none"> <li>躯体工事に用いる材料は、建築基準法及びそれに基づく告示等による。</li> <li>各工事に使用する材料等で、日本工業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）の制定されている品目については、その規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを使用する。また、認証木質建材（AQ）として認証の対象となっている品目については、AQマーク表示品又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。</li> <li>各工事に使用する材料等について品質又は等級の明記のないものは、それぞれ中等品とする。</li> <li>クロルピリホスを添加した材料は使用しない。</li> <li>内装仕上材、下地材等の室内空気への影響が高い部分には、ホルムアルデヒド及び揮発性の有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用することとし、特記による。なお、特記のない場合は、F☆☆☆☆の材料を使用することとする。</li> <li>建築部品、仕上材の材質、色柄などで建築主又は工事監理者と打合せを要するものは、見本を提出し、十分打合わせを行うものとする。</li> </ol> |
| 1.2.2 | 養 生         | 工事中に汚染や損傷の恐れのある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 1.2.3 | 解体材、発生材等の処理 | <ol style="list-style-type: none"> <li>解体材及び発生材等の処理は、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令に従って適正に処理する。</li> <li>解体材のうち、耐久年限を考慮した上で現場において再利用を図るものは特記による。</li> <li>解体材、発生材のうち、耐久年限を考慮した上で再生資源としての利用を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。</li> <li>2及び3以外の解体材、発生材については、場外処分とする。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1.2.4 | 注 意 事 項     | 1. 工事の施工に必要な諸届・諸手続で請負者が処理すべき事項は、速やかに処理する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

2. 工事現場の管理は関係法令に従い、危険防止、災害防止に努め、とくに火災には十分注意する。また、石綿を含む建材の解体作業にあたっては、法令等に従い、石綿ばく露防止対策等を徹底する。
3. 工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては建物内外を清掃する。
4. 工程表及び工事チェックリストを作成し各段階ごとに検査を行う。

## 用語

**J I S** Japanese Industrial Standardの略称

鉱工業品の品質等を全国的に統一し、単純化して生産の合理化、取引の単純構成及び、消費の合理化を行うことを目的として定められた工業標準化法（昭和24年、法185号）に基づいて、各品目について経済産業、国土交通など各大臣が日本工業標準調査会（経済産業省内に設置）にはかつて定めた国家規格。

**J A S** Japanese Agricultural Standardの略称

農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用の合理化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年、法175号）の規定に基づいて制定された規格。農林水産省告示をもって告示施行される。

**A Q** Approved Qualityの略称

安全性及び耐久性の優れた木質建材の供給の確保を図るため、JAS規格では対応できない新しい木質建材について（財）日本住宅・木材技術センター（以下、「住・木センター」という。）が優良な製品の認証を行うものである。認証されたものには、AQマークが表示される。

## 関係法令

平成13年国土交通省告示第1540号・1541号

枠組壁工法の旧技術基準であった昭和57年建設省告示第56号の全部が改正され、平成13年国土交通省告示第1540号及び関連告示1541号となった。新告示は枠組壁工法と木質プレハブ工法建築物を対象としているが、本仕様書においては、枠組壁工法建築物のみを対象とし、接着パネルによる木質プレハブ工法及び関連構造材である木質接着複合パネル等に関しては対象とはしていない。

室内空気汚染の低減のための措置

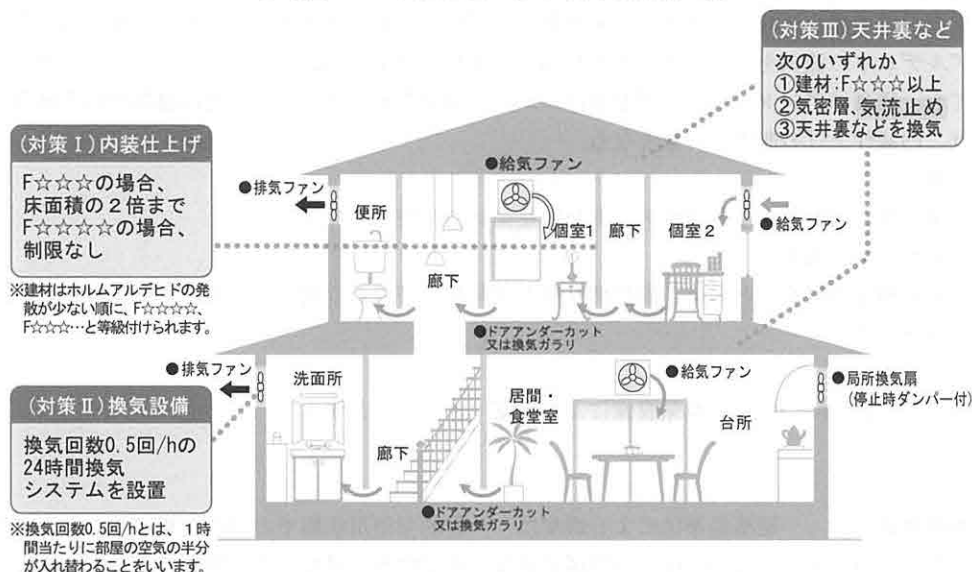
近年になって住宅の室内での空気汚染問題、特にホルムアルデヒド等の揮発性の高い化学物質による健康被害の例が報告されている。化学物質による健康への影響については、個人差が大きく、また、住宅の内外の条件によっても変化するが、有害物質の濃度を低減するためには、内装仕上げ材、下地材等の室内空気への影響が高い部分に有害化学物質を放散しない材料若しくは放散量の少ない材料を使用するとともに、工夫や適切な換気量の確保の措置が重要である。

平成15年7月にシックハウス問題への対応として、改正建築基準法が施行された。クロルピリホス及びホルムアルデヒドに関して衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について下記の対策を講じることとなった。建築材料については本項及び建築材料を使用する各項目で、換気設備については本章13.（衛生設備工事・雑工事）において詳しい解説を行っている。

シックハウス対策に関わる建築基準法の規制の概要

1. 規制対象とする化学物質 クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
2. クロルピリホスに関する規制 居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
3. ホルムアルデヒドに関する規制  
内装の仕上げの制限：居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限を行う。  
換気設備の義務付け：ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として、全ての建築物に機械換気設備の設置を義務づける。  
天井裏等の制限：天井裏などから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐための措置をする。

参考図1.2 木造住宅における対応方法の例



## 建築基準法の規制（内装仕上げの制限）の概要

### 1. 建築材料の区分（材料一覧は付録15を参照）

規制対象となる建材は、木質建材（合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど）、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材などで、これらには、原則としてJIS、JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となる。

| ホルムアルデヒドの<br>発散速度 ( $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ ) | JAS規格<br>JIS規格等 | 建築材料の区分           | 内装仕上げの制限 |
|--------------------------------------------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 5以下                                                    | F☆☆☆☆           | 建築基準法の規制対象外       | 使用面積制限無し |
| 5超20以下                                                 | F☆☆☆            | 第3種ホルムアルデヒド発散建築材料 | 使用面積制限あり |
| 20超120以下                                               | F☆☆             | 第2種ホルムアルデヒド発散建築材料 | 使用面積制限あり |
| 120超                                                   | F☆              | 第1種ホルムアルデヒド発散建築材料 | 使用禁止     |

※測定条件：28℃、相対湿度50%、ホルムアルデヒド濃度0.1mg/m<sup>3</sup>

（化学物質の室内濃度の指針値（厚生労働省））

※建築物の部分に使用して5年経過したものについては制限なし。

### 2. 第1種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用禁止

第1種ホルムアルデヒド発散建築材料については、居室の内装の仕上げへの使用を禁止する。

※「居室」には、常時開放された開口部を通じて居室と相互に通気確保される廊下等が含まれる。

※「内装」とは、壁、床及び天井（天井が無い場合には屋根）と、これらの開口部に設ける建具（戸等）の室内に面する面的な部分を対象とし、回り縁、窓台等の部分を除く。

### 3. 第2種・第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積の制限

第2種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料については、右の式を満たすように居室の仕上げの使用面積を制限する。

$$N_2 S_2 + N_3 S_3 \leq A$$

$N_2, N_3$ ：下表の欄の数値

$S_2$ ：第2種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積

$S_3$ ：第3種ホルムアルデヒド発散建築材料の使用面積

$A$ ：居室の床面積

表1.2 換気回数と建材使用制限の目安

| 換気回数                 | 第2種（F☆☆）だけを使った場合 | $N_2$ | 第3種（F☆☆☆）だけを使った場合 | $N_3$ |
|----------------------|------------------|-------|-------------------|-------|
| 0.7回/h以上             | 床面積の約0.83倍まで     | 1.2   | 床面積の約5倍まで         | 0.2   |
| 0.5回/h以上～<br>0.7回/未満 | 床面積の約0.36倍まで     | 2.8   | 床面積の約2倍まで         | 0.5   |

## 建築基準法の規制（天井裏等の制限）の概要

機械換気設備を設ける場合には、天井裏等（天井裏、小屋根、床裏、物置その他これらに類する部分）からの居室等へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次の1～3のいずれかの措置が講じられていること。ただし、収納スペースなどであっても、建具にアンダーカット等を設け、かつ、換気計画上居室と一体的に換気を行う部分については、居室とみなされ、内装仕上げの制限の対象となる。

### 1. 建材による措置

天井裏等に第1種、第2種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない。

### 2. 気密層・気流止めによる装置

天井裏等に気密層を設けるとともに、間仕切り壁と天井および床との間に合板等による気流止めを設けて、天井裏等と居室を区画する。

### 3. 換気設備による措置

居室に加え、天井裏等についても換気設備により換気できるものとする。

## 留意事項

### 化学物質過敏症への対策

建築基準法による規制は、一般的な使用状態での対応を想定したものであり、いわゆる化学物質過敏症の対策ではない。化学物質過敏症は、化学物質の濃度がごく微量であっても反応や症状が現れる場合があることから、臨床環境医学などの専門医学に基づく診断・判断により対策を行うことが望ましい。

### 解体材・発生材等の処理

住宅の新築、解体工事に伴って生ずる建設系廃棄物等の処理については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適切な分別、保管、収集、運搬、中間処理、再生利用、最終処分等を図る必要がある。

特に、平成12年5月に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のうち、「第3章 分別解体等の実施」及び「第4章 再資源化等の実施」は、平成14年5月に施行されており、一定規模以上の建築物の解体工事や新築工事等については、一定の基準に従って、その建築物等に使用されているコンクリート、アスファルト、木材を現場で分別することが義務付けられるとともに、分別解体をすることによって生じたコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材について、再資源化が義務付けられ、従来以上に分別解体や再資源化に向けた取組が必要となっている。

### 既存建築物の適正な解体

産業廃棄物の不法投棄の多くが建設廃棄物と言われ、その中でも木くず等の戸建住宅の解体工事に伴い排出される「建設解体廃棄物」の割合が多くを占めている。

適切な解体や処理を行うにあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく必要があり、最終的に処分業者が適切に処理したことは、マニフェスト制度に基づき廃棄物の排出業者（建設業者）が処分業者から回収する「産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票」により確認できる。

### 既存建築物の解体時における石綿（アスベスト）対策について

現在では、労働安全衛生法関係省令により、石

綿含有建材の使用が原則として禁止されているが、既存建築物には石綿含有建材が使用されている可能性がある。既存建築物を解体する際には、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）等に従って、事前に石綿の使用の有無を調査し、石綿が使用されている場合は適切な対策をとる必要がある。

#### <石綿障害予防規則の概要>

- 解体を行う建築物等への石綿使用の有無についての事前調査の義務
- 解体等による労働者の安全性を確保するための作業計画作成の義務
- 労働基準監督署への解体等作業届出の義務
- 保護具の使用等の義務
- 解体等による労働者の安全性を確保するための石綿除去・封じ込め・立入禁止等の措置の義務

当該規則の詳細については、厚生労働省ホームページで公開されている。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>



## 2. 仮 設 工 事

### 2.1 なわ張り等

- 2.1.1 地 な わ 張 り 建築主又は工事監理者の立会いのもとに、敷地境界など敷地の状況を確認のうえ、図面にに基づき建築位置のなわ張りを行う。
- 2.1.2 ベンチマーク 木杭、コンクリート杭などを用いて移動しないよう設置し、その周囲を養生する。ただし、移動の恐れのない固定物がある場合は、これを代用することができる。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。
- 2.1.3 や り か た やりかたは、適切な材料を用い、建物の隅部その他の要所に正確に、かつ、堅固に設け、建物の位置、水平の基準その他のすみ出しを行う。なお、工事監理者がいる場合は、その検査を受ける。

#### 用語

**なわ張り** 敷地内における建物の位置を決定するため、敷地境界石などを基準にして建物の形態、位置を明示するためのなわ張りを行う。

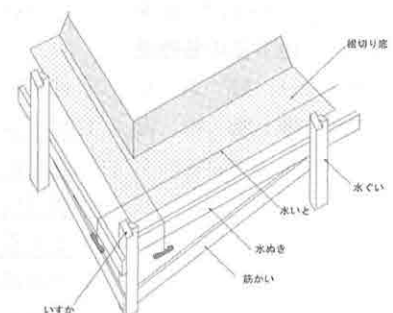
**ベンチマーク** 建物の基準位置、基準高を決定するための原点ともなるもので、これをもとに、やりかたを設けて、根切りの深さ、基礎の高さ等を決める重要なものである。

#### 施工方法

**やりかた** やりかたは建物所要の位置、高さを定めるために設けるもので、建物の各隅、間仕切など要所に設ける。水ぐい頭は、いすか又は矢はず等に加工し不時の衝撃によるゆがみを容易に発見出来るようにする。

水盛りやりかたは、建物に陸墨（水平を表示する墨）を出すまでは必要なものであり、十分注意して管理しなければならない。

参考図2.1.3 やりかた



水貫は水ぐいの内側に取り付ける。隅角部分は両側の水貫がそれぞれ釘打ちできるよう、水ぐいの位置をずらす。

### 2.2 足場・仮囲い・設備

- 2.2.1 足 場 ・ 仮 囲 い 足場及び仮囲いは、関係法令等に従い、適切な材料、構造とする。
- 2.2.2 設 備 工事用水道、工事用電力などの関係法令等に基づく手続き及び設置は、施工業者が行う。

#### 関係法令

**足 場** 足場は、工事の施工に適したものでかつ安全なものとし、関係法令に従い、工事の種類・規模・場所・工期などに応じた材料および構造によって堅固に設ける。足場組立等に関する法令には、労働安全衛生法、同施工令や労働安全衛生規則第559条～第575条（足場）などがある。また厚生労働省からは、手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月1日付基発第0401012号）や足場先行工法に関するガイドライン（平成8年11月11日付基発第660号の2）などの具体的な方法が示されている。

**仮 囲 い** 工事現場の周囲には、工事期間中、関係法令等に従って仮囲いを設ける。仮囲いに関する法令には、建築基準法第90条（工事現場の危害の防止）や建築基準法施行令第136条の2の16（仮囲い）第136条の5（落下物に対する防護）第136条の8（火災の防止）、地方条例などがある。

### 3. 土工事・基礎工事

#### 3.1 土工事

- 3.1.1 地盤 イ. 敷地地盤の状態については、工事計画上支障のないように、地盤調査を実施するか、あるいは近隣の地盤に関する情報資料等により検討する。  
ロ. 地盤調査の結果に基づき、地盤改良を行う場合は特記による。
- 3.1.2 根切り 根切りの幅及び深さは、やりかたに従い正確に行う。なお、必要がある場合は、のり面をつけるか土留めを設ける。根切り底の仕上げは平滑に施工し、工事監理者が確認を行う。

#### 3.2 地業

- 3.2.1 割栗地業 割栗地業は次による。ただし、地盤が比較的良好な場合は、割栗によらず砕石による地業とすることができる。また、地盤がとくに良好な場合は、これらを省略できる。  
イ. 割栗石は硬質なものを使用する。なお、割栗石の代用として玉石を使用する場合も同様とする。  
ロ. 目つぶし砂利は、切り込み砂利、切り込み砕石又は再生砕石とする。  
ハ. 割栗石は、原則として一層小端立とし、すき間のないようにはり込み、目つぶし砂利を充填する。  
ニ. 締め固めは、割栗地業の場合はランマー 3 回突き以上、砂利地業の場合はソイルコンパクター 2 回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。
- 3.2.2 くい打ち地業 くい打ち地業を必要とする場合は、特記による。

#### 3.3 地下室の基礎壁

- 3.3.1 一般事項 地下室は、良好な設計・施工によることとし、各部の仕様は特記による。
- 3.3.2 地階の壁
1. 地下室の壁（以下「地階の壁」という。）は、基礎と一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。ただし、地上階数 2 以下の場合は、直接土に接する部分及び地面から 30cm 以内の外周の部分以外の壁を、木造の壁とすることができる。
  2. 外周部基礎壁沿いには結露防止のため厚さ 25mm 以上の発泡プラスチック系断熱材を基礎天端から貼り付ける。凍上の恐れのある場合の断熱材の厚さは 50mm 以上とし凍結深度よりも深い位置から貼り付ける。
- 3.3.3 地階の壁の一部を木造の壁とする場合
1. 本章 3.3.2（地階の壁）のただし書きにより一部を木造の壁とする場合の地階の壁の構造は、別途構造計算により安全を確かめる。
  2. 木造の壁の構成等は次による。
    - イ. 土台（下枠兼用）、たて枠、上枠及び頭つなぎには、すべて寸法型式 206 以上の製材又は集成材を用いる。なお、たて枠の間隔は、500mm 以内とする。
    - ロ. アンカーボルトは、本章 3.4.8（アンカーボルト）の 1 及び 2 の項による他、埋込み位置は、住宅の隅角部附近、土台の継手附近、開口部の両端部 150mm 内外とし、その他の部分は間隔 1,370mm 以内とする。
    - ハ. 隅角部及び開口部の両端部は土台とたて枠とをかど金物で緊結する。
  3. 木造の壁に開口部を設ける場合は、次による。
    - イ. 隅角部から 900mm 以内は、次の 5 による構造用合板を張った壁とする。
    - ロ. たて枠、土台、上枠及び頭つなぎは切断しない。
    - ハ. 開口部を連続して設ける場合、その幅の合計を 1m 以下とする。
  - ニ. 一の壁面に設けることができる開口部の幅の合計は、当該壁面の長さの 30% 以下とする。
  4. 木造の壁の頭つなぎと一階の床枠組との緊結は次による。
    - イ. 側根太、添え側根太及び端根太から C N75 を 250mm 以内に斜め打ちする。
    - ロ. 端根太ころび止めから床根太相互間に 2 本の C N75 を斜め打ちする。
  5. 木造の壁には、厚さ 9mm 以上の構造用合板（特類）を土台、側根太又は端根太まで張りつめる。釘打ちは、C N50 を用い、合板の外周部及び頭つなぎ又は上枠に対しては、100mm 間隔以下、中間部は 200mm 間隔以下とする。

### 3.4 平屋建又は2階建の基礎工事

- 3.4.1 一般事項
1. 基礎は、1階の外周部耐力壁及び内部耐力壁の直下に設ける。
  2. 基礎の構造は地盤の長期許容応力度に応じて、次のいずれかとする。ただし、1階の内部耐力壁直下の基礎は、床ばりに代えることができる。
    - ☐イ. 布基礎（長期許容応力度 30kN/m<sup>2</sup>以上）
    - ☐ロ. 腰壁と一体になった布基礎（長期許容応力度 30kN/m<sup>2</sup>以上）
    - ☐ハ. ベタ基礎（長期許容応力度 20kN/m<sup>2</sup>以上）
    - ☐ニ. 基礎ぐいを用いた構造（長期許容応力度 20kN/m<sup>2</sup>以上）
- 3.4.2 布基礎
- 布基礎の構造は、次による。
1. 布基礎の構造は、一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。
  2. 地面からの布基礎の立上がりは、400mm以上とする。
  3. 布基礎の立上がりの厚さは120mm以上とし、150mmを標準とする。底盤の厚さは150mm以上、幅は450mm以上とする。また、根入れ深さは、地面より240mm以上とし、かつ、建設地域の凍結深度よりも深いもの、若しくは、凍結を防止するための有効な措置を講ずるものとする。
  4. 基礎の配筋は、次による。
    - イ. 立上がり部分の上・下主筋はD13以上とし、補助筋と緊結させる。
    - ロ. 立上がり部分の補助筋はD10以上とし、間隔は300mm以下とする。
    - ハ. 底盤部分の主筋はD10以上、間隔は300mm以下とし、底盤の両端部のD10以上の補助筋と緊結させる。
    - ニ. 換気孔を設ける場合は、その周辺にD10以上の補助筋で補強する。
- 3.4.3 ベタ基礎・基礎ぐい
- ベタ基礎の構造又は基礎ぐいを用いた構造は、次による。
1. ベタ基礎の構造及び基礎ぐいを用いた場合の基礎ばりの構造は、一体の鉄筋コンクリート造（部材相互を緊結したプレキャストコンクリート造を含む。）とする。
  2. 地面からの立上がり部分の高さは400mm以上とする。
  3. ベタ基礎の基礎底盤には水抜き孔を設置する。
  4. その他の構造方法については、構造計算によるものとし、特記による。
- 3.4.4 腰壁
1. 1階の浴室まわり（当該浴室に浴室ユニットを使用した場合を除く。）には、布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるか、又は、壁枠組に対して防水上有効な措置を講ずるものとする。
  2. 便所、浴室まわり等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は、次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は、特記による。
    - イ. コンクリートブロックの品質は、JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
    - ロ. コンクリートブロックの厚さは、布基礎の幅120mm以上の場合は100mm以上、布基礎の幅150mm以上の場合は120mm以上とする。
    - ハ. 目地及び空洞の充填用に用いるモルタルのセメント、砂の調合は容積比にして1:3を標準とする。
    - ニ. コンクリートブロックは本章3.4（平屋建又は2階建の基礎工事）の布基礎の上に積み上げるものとし、積上げ高さは6段以内とする。
    - ホ. コンクリートブロックを補強する鉄筋の径は9mm以上とし、縦筋については、隅角部及び間隔800mm以内に、横筋については、上端部及び間隔400mm以内に配筋する。なお、縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋でフックがないものを使用する場合は400mm以上、丸鋼でフックがあるものを使用する場合は405mm以上とする。
    - ヘ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。
- 3.4.5 土間コンクリート床
1. 外周部布基礎沿いには、結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方へ、底盤の上端まで施工する。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。

2. 凍上の恐れのある場合は、上記1の断熱材の厚さを50mm以上とし、凍結深度以上貼り付ける。
  3. 土間コンクリートの床の下層の盛土については、地盤面より2層にわけて行い、それぞれ十分突き固める。なお、盛土に使用する土は、有機性の土、活性の粘土及びシルト類を避け、これら以外のものを使用する。
  4. 盛土の上に目つぶし砂利を厚さ50mm以上敷きつめ十分突き固める。その上にJIS A 6930 (住宅用プラスチック系防湿フィルム)、JIS Z 1702 (包装用ポリエチレンフィルム) 若しくはJIS K 6781 (農業用ポリエチレンフィルム) に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを全面に敷く。
  5. 土間コンクリート床は、厚さ120mm以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ (径4mm以上の鉄線を縦横に間隔150mm以内に組み合わせたもの) を配する。
- 基礎に用いるコンクリートの調合及び強度等は、次による。

#### 3.4.6 コンクリートの調合及び強度等

1. コンクリートは、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に規定されたレディーミクストコンクリートとする。
2. 呼び強度及びスランプは特記による。特記がない場合のスランプは18cmとし、呼び強度は24N/mm<sup>2</sup>とする。

#### 3.4.7 鉄筋材料

1. 異形鉄筋は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) のJIS規格品とし、その種類、径などは特記による。
2. 鉄筋の径 (d) は、異形鉄筋では呼び名に用いた数値とする。

#### 3.4.8 アンカーボルト

1. アンカーボルト及び座金は、品質及び性能が明示された良質なものとする。
2. アンカーボルトの寸法は直径12mm以上で、長さは35cm以上とする。
3. アンカーボルトの埋設位置は、次による。
  - イ. 住宅の隅角部付近、土台の継手付近とし、その他の部分は間隔2.0m以内とする。ただし、3階建ての場合は、上記以外に1階の床に達する開口部 (以下「掃き出し窓」という) のたて枠から150mm以内の位置に配置する。
  - ロ. 1階床を土間コンクリート床で構成する場合で、掃き出し窓を設けた場合は、イの他まぐさ受けがとり付けたて枠の150mm以内の部分。
4. アンカーボルトの心出しは、型板を用いて基準墨に正しく合わせ、適切な機器などで正確に行う。
5. アンカーボルトのコンクリートへの埋込み長さは250mm以上とし、アンカーボルトの先端は、土台の上端よりナットの外にねじが3山以上出るように固定する。
6. アンカーボルトの保持は、型板を用いるなどして正確に行い、移動、下部の揺れなどのないように、十分固定する。
7. アンカーボルトの保持及び埋込み工法の種別は、特記による。特記がない場合は、アンカーボルトを鉄筋などを用いて組み立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打ち込みを行う。
8. アンカーボルトは、衝撃などにより有害な曲がりを生じないように取り扱う。また、ねじ部の損傷、さびの発生、汚損を防止するために布、ビニルテープなどを巻いて養生を行う。

#### 3.4.9 床下換気

床下空間が生じる場合の床下換気措置は次による。

1. 外周部の基礎には有効換気面積300cm<sup>2</sup>以上の床下換気孔を間隔4m以内ごとに設ける。ねこ土台を使用する場合は、外周部の土台の全周にわたって、1m当たり有効面積75cm<sup>2</sup>以上の換気孔を設ける。ただし、本章3.5 (基礎断熱工事) の項により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔は設置しないこととする。
2. 外周部の床下換気孔にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンなどを堅固に取り付ける。
3. 外周部以外の室内の布基礎には、適切な位置に通風と点検に支障のない寸法の床下換気孔を設ける。



- 3.4.10 配管スリーブ 基礎を貫通して設ける配管スリーブは、基礎のひび割れが生じない部分で、雨水が流入しない位置に設ける。
- 3.4.11 養生 1. コンクリート打ち込み終了後は、直射日光、寒気、風雨などをさけるため、シートなどを用いて養生する。
2. 普通ポルトランドセメントを用いる場合の型枠の存置期間は、気温15℃以上の場合は3日間以上、5℃以上15℃未満の場合は5日間以上とする。なお、やむを得ず寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行うとともに工事監理者がいる場合は、その指示を受ける。
3. コンクリート打ち込み後1日間は、その上を歩行したり、重量物を乗せてはならない。
- 3.4.12 天端ならし やりかたを基準にして陸ズミを出し、布基礎の天端をあらかじめ清掃、水湿し、セメント、砂の調合が容積比にして1:3のモルタルなどを水平に塗りつける。ただし、セルフレベリング材を用いて天端ならしを行う場合は特記による。
- 3.4.13 床下防湿 床下防湿措置は、次の1、2のいずれかによる。ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合は、この限りではない。
- ☐ 1. 防湿用のコンクリートを施工する場合
- イ. 床下地面全面に、厚さ60mm以上のコンクリートを打設する。
- ロ. コンクリート打設に先だち、床下地面は盛土し、十分突き固める。
- ☐ 2. 防湿フィルムを施工する場合
- イ. 床下地面全面にJIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくはJIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。
- ロ. 防湿フィルムの重ね幅は150mm以上とし、防湿フィルムの全面を乾燥した砂、砂利又はコンクリート押えとする。

## 用語

**セルフレベリング材** セっこう系又はセメント系の自然流動材で不陸のあるコンクリート床面や布基礎上端に5～20mm程度流して、平たん、平滑な面をこて押さえないで仕上げ、24時間以内に硬化し歩行が可能となる材料である。

**一体の鉄筋コンクリート造** 基礎は一体の鉄筋コンクリート造とすることが構造上必要である。

一体の鉄筋コンクリート造とするには、以下の3つの方法がある。

- (1) コンクリートを全て一度に打ち込む。
- (2) 必要な打ち継ぎ処理を行い、複数回に分けてコンクリートを打ち込む。
- (3) プレキャストコンクリートを鉄筋等により相互に緊結する。

コンクリートの打ち継ぎ部は、完全な一体化結合にはなりにくく、構造耐力や耐久性の低下をもたらす危険があるので、その処理は慎重に行わなければならない。

打ち継ぎ部の処理に関する具体的な注意事項は、以下のとおりである。

- (1) 鉛直打ち継ぎ部は欠陥が生じやすいところであるので、できるだけ設けない。
- (2) 打ち継ぎ部にレイタンス（コンクリート表面に形成する脆弱な薄膜）が生成された場合は、それを取り除き、健全なコンクリートを露出させる。
- (3) 打ち継ぎ部の新旧コンクリートの一体化及び後打ちコンクリートの水和を妨げないため、打ち継ぎ部のコンクリート面を散水などにより十分に湿潤状態に保つ。ただし、水膜が残っていると打ち継ぎ部の一体化に有害であるため、打ち継ぎ部表面の水は取り除く。

**コンクリートの呼び強度** コンクリート強度の呼称であり、生コン工場に発注する際に用いる強度である。通常、鉄筋コンクリート工事におけるレディーミクストコンクリートは、設計基準強度を求め、この強度に打込みからコンクリート強度管理の材齢までの補正值を加えた強度を呼び強度として発注する。しかし、本仕様書が対象とする木造住宅の基礎は、住宅基礎用コンクリートに該当し、必要な強度や強度管理の材齢はほぼ定まっているので、コンクリートの打込みから28日後までの期間の予想平均気温に応じて本項3.4.6の2に示す呼び強度を発注すればよいものとしている。



**ねこ土台** 土台と基礎との間にねこ（土台と基礎の間にかいこむものの総称）を挟んだもの。土台を浮かせて水湿を防ぐとともに、基礎に孔を設けず床下換気が確保できる工法。

#### 関係法令

#### 地下室の設計・施工

地下室の設計、施工にあたっては、平成12年6月1日施行の建築基準法施行令第22条の2及び平成12年5月31日付け建設省告示第1430号「地階における住宅等の居室に設ける開口部及び防水層の設置方法を定める件」において、下記のとおり技術的基準が定められているので、それに従い具体的な仕様を特記する必要がある。

##### 1. 居室が次の(1)から(3)のいずれかに適合しているもの

(1) 地下室の開口部が次の①、②のいずれかの場所に面しているとともに、換気に有効な部分の面積が、当該居室の床面積に対して1/20以上であること。

①イからニの全てに適合するからばり

イ 底面が開口部より低い位置にあり、雨水を排水する設備が設けられているもの

ロ 上部が外気に開放されているもの

ハ 地下室の外壁から、その壁に面するからばりの周壁までの水平距離が1m以上で、開口部の下端からからばりの上端までの垂直距離の4/10以上であること

ニ 地下室の壁に沿った水平方向の長さが2m以上であり、かつ、開口部からの高さ以上であること

②開口部の前面に、当該住宅の建設敷地内で開口部の下端よりも高い位置に地面がない場所

(2) 換気設備（建築基準法施行令第20条の2に規定するもの）を設置する。

(3) 湿度調節設備を設置する。

##### 2. 直接土に接する外壁、床、屋根には、次の①又②のいずれか（屋根は①）に適合する防水措置を講じる。（ただし、常水面以上の部分にあつては、耐水材料で造り、かつ、材料の接合部及びコンクリートの打継ぎをする部分に防水措置を講ずる場合を除く。）

①埋戻しその他工事中に防水層がき裂、破断等の損傷をしないよう保護層を設ける。また、下地の種類、土圧、水圧の状況等に応じ、防水層に割れ、すき間が生じないように、継ぎ目等に十分な重ね合わせをする。

②直接土に接する部分を耐水材料で造り、かつ、直接土に接する部分と居室に面する部分の間に居室内への水の浸透を防止するための空げき（当該空隙に浸透した水を排水する設備が設けられているもの）を設ける。

#### 基礎の構造

住宅の基礎については、建築基準法施行令第38条第3項において「建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して建設大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。」と規定されており、平成12年5月23日付け建設省告示第1347号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」において、基礎の寸法、形状、鉄筋の配置の方法等が定められた。

本告示においては、下表のとおり、地盤に対応した基礎の種類を次のとおり定めているところであり、地震時のみならず通常の使用時においても基礎の不同沈下を防止するためには、地盤の許容応力度、土質、建設地の積雪条件等を十分考慮して慎重に設計を行い、基礎の種類、鉄筋の配置方法等を決定する必要がある。

| 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度                          | 基礎の種類                |
|----------------------------------------------|----------------------|
| 20kN/m <sup>2</sup> 未満                       | 基礎ぐいを用いた構造           |
| 20kN/m <sup>2</sup> 以上30kN/m <sup>2</sup> 未満 | べた基礎又は基礎ぐいを用いた構造     |
| 30kN/m <sup>2</sup> 以上                       | 布基礎、べた基礎又は基礎ぐいを用いた構造 |

なお、本仕様書では、基礎ぐいを用いた構造、べた基礎を採用する場合にあたっては、建設地の状況や荷重条件を個別に把握し、構造計算等によって基礎の形状、鉄筋の配置方法等を決定し、その仕様を特記することとしている。

**凍結深度** 地中のある深さで土の温度がほぼ0℃となり、地盤の凍結が停止する位置を凍結線といい、地表から凍結線までの深さを凍結深度という。凍結深度については、建物の安全等を確保するため建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で定めている場合があるので寒冷地等においては建物の設計前に検査機関等に照会する必要がある。

## 施工方法

### 床下換気

床下は、地面からの湿気の蒸発等により湿気がたまりやすい場所となり、ナミダタケ（寒冷地）やワタグサレダケ（温暖地）による被害をもたらしている。これらの木材腐朽菌は、乾燥に弱いので床下の換気が十分できるように、下記の点に注意して換気孔を設ける必要がある。なお、この主旨は、4 mの等間隔で機械的に換気孔を設けることでなく、まぐさ受けの位置にも配慮した上で4 m以内の間隔で有効な床下換気が行えるようにバランス良く換気孔を設置することにある。

- (1) 床下のコーナー部は、換気不足（湿気のこもり）になりがちなのでその箇所に換気孔を設けるのが効果的である。
- (2) 床下が常に乾燥している状態を保つために換気孔はできるだけ高い位置に設ける。
- (3) 外周部布基礎の換気孔から雨水が流入しないように、換気孔下端は外下がり勾配をつける。
- (4) 間仕切壁の下部が布基礎の場合は、通風、点検のために換気孔を必ず設ける。
- (5) 基礎を強固に保つため、換気孔回りは斜め筋等により有効に補強する。

床下換気孔の形状は所要面積が確保されていれば問わないが、ねこ土台によって床下換気孔を確保する場合には、構造上支障が生じないようねこ部分の間隔、アンカーボルトの位置等について十分検討することが必要である。また、ねこ部分の材料については性能及び品質が明確なものを使用するよう注意が必要である。なお、基礎のモルタル塗り施工の際、換気孔の有効換気面積を低減させることがないようモルタルの厚さやはみ出しに注意が必要である。

## 留意事項

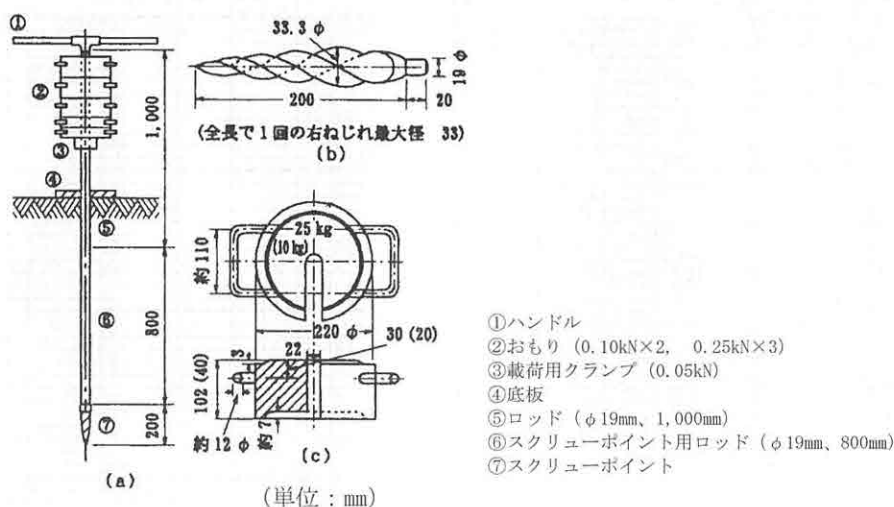
**地盤調査の必要性及び方法** 構造耐力上安全な木造住宅を建設する前提条件として、建築予定敷地の地盤調査を行い許容地耐力を確認し、地業を充分に行い構造的に安全な基礎の設計を行う必要がある。

主な調査方法と概要は下表の通りである。

表3.1.1-1 地盤調査の方法と概要

| 調査方法             | 概 要                                                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハンドオーガーボーリング     | 専用の機材を人力で回転させながら地中に押し込んで土を採取し、地盤の特徴を調査する方法。                                                      |
| ロータリーボーリング       | 本格的な地盤調査を行う時に用いられる方法。                                                                            |
| 標準貫入試験           | ロータリーボーリング用のロッドの先端に標準貫入試験用サンプラーを取付け、63.5kgのハンマーを75cmの高さから自由落下させて、30cm貫入させるのに必要な打撃回数により地盤を判定する方法。 |
| スウェーデン式サウンディング試験 | スクリーポイントを取り付けたロッドの頭部に、1,000Nまでの加重を加えて貫入を測り、貫入が止まったらハンドルに回転を加えて地中にねじ込み、1 mねじ込むのに必要な半回転数を測定する方法。   |

参考図3.1.1-1 スウェーデン式サウンディング試験

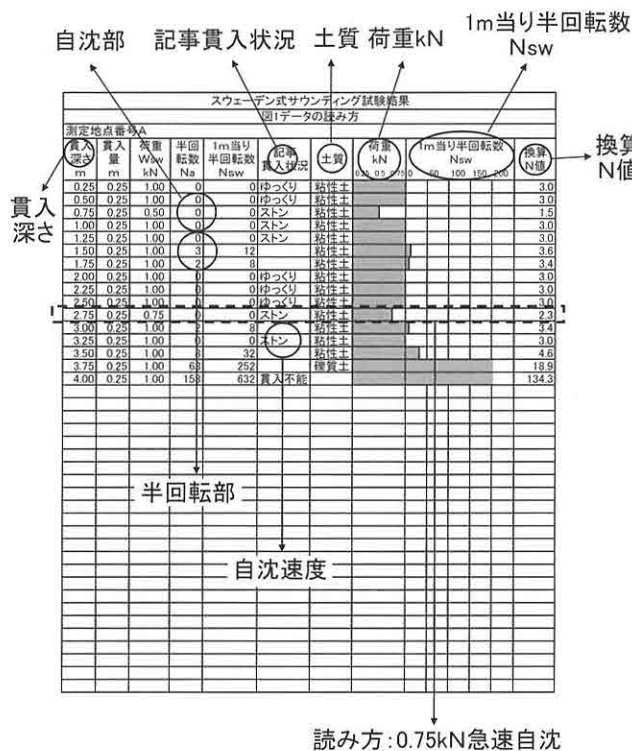


スウェーデン式サウンディング試験 地盤調査の方法として、簡便に許容地耐力を確認できる「スウェーデン式サウンディング試験」が一般的に採用されている。この方法は、平成13年国土交通省告示第1113号に基づき地盤の許容応力度を算定するものである。この方法は、砂礫層での礫の影響で測定値が過大となる傾向があることや、 $N_{sw}$ 値（1mあたりの半回転数）をN値に換算する場合の誤差が生じやすい等の理由により、地盤の許容応力度の決定に際しては、計測の結果をふまえて余裕を持たせる必要がある。

スウェーデン式サウンディング試験結果の読み方（概要） 試験結果の表は、[貫入深さ]、[記事貫入状況]、[土質]、[荷重kN]、[1m当り半回転数 $N_{sw}$ ]等を並べたグラフを表記し、土質別の計算式から[換算N値]を算出する。

表3.1.1-2 [荷重kN]と[1m当り半回転数 $N_{sw}$ ]の合成グラフ

(A) 記入内容の例



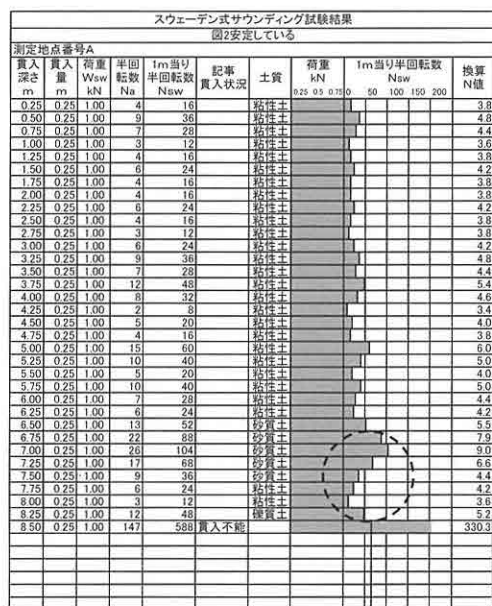
[荷重kN]のグラフ

荷重を0.25kN単位で加え自沈が起こるか調査する部分であり、どの程度の荷重で沈下したかが分かる。この範囲でグラフが留まっていると軟弱な地盤であると判断される。なお、非常に軟弱な場合は、測定単位深さである25cmを超えて一気に沈下してしまう場合もあり、このようなケースの場合はデータの読み取りに注意する。

[1m当り半回転数 $N_{sw}$ ]のグラフ

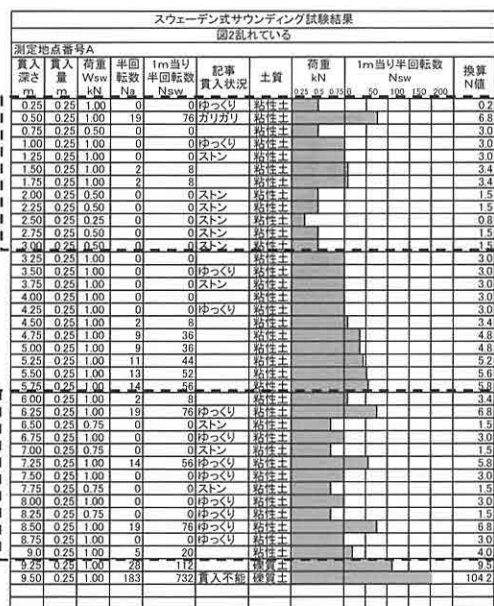
荷重1.00kNで自沈が起こらなかった場合、1m貫入させるのに必要な半回転数が表現される。この部分までグラフが延びている場合は、比較的良好な地盤層であると判断される。ただし、工場跡地などで、部分的にガリガリと音がした場合は、解体残物混入などのおそれがある。

(B) 安定している例



徐々にずれるものは乱れているとはいわない

(C) 乱れている例



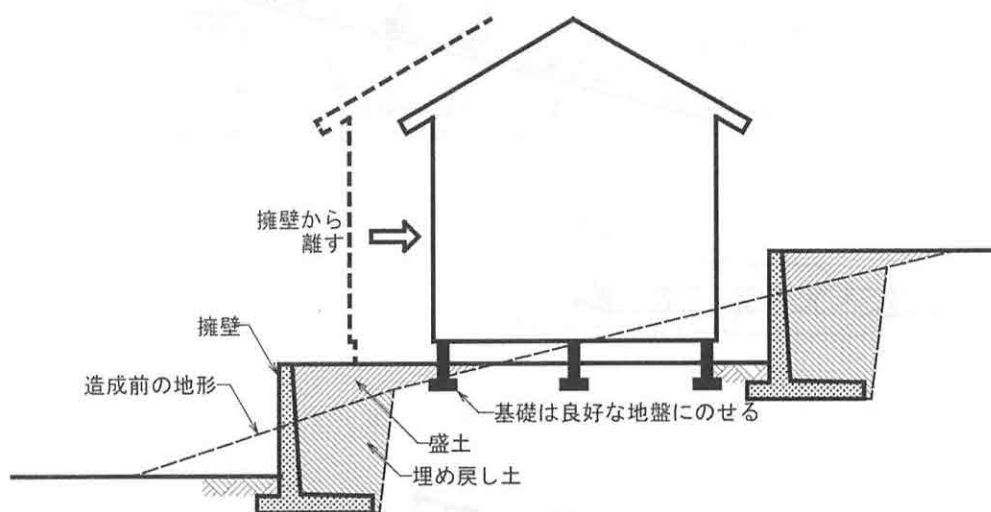
全体としては乱れている  
部分的には軟弱かつ乱れている

**造成地盤における注意点** 造成地盤は、造成前の地盤の状況等により問題点が多岐にわたる。近年、多く見られる不同沈下の事象には、水田などの軟弱な地盤に盛土を行い軟弱層に圧密沈下が生じるもの、傾斜地などに切土、盛土を行い盛土側で圧密沈下が生じるもの、擁壁を築造した際の埋め戻し土が圧密して部分的に沈下が生じるものなどがある。

不同沈下を抑制するためには、適切な地盤調査を行い適切な判断の下に基礎形式を選択すること、また、必要に応じて地盤改良を行うことが重要である。造成地盤における主な注意点は以下のとおりである。

- ・ 盛土を行う場合は、盛土 30 cm の厚さ毎に十分締め固めを行う。
- ・ 切土、盛土を行う場合は、建物を切土側に寄せる。
- ・ 擁壁を築造する場合は、なるべく建物を擁壁から離して建てる。
- ・ 基礎にかかる荷重は、所定の許容応力度を有する地山まで到達させる。

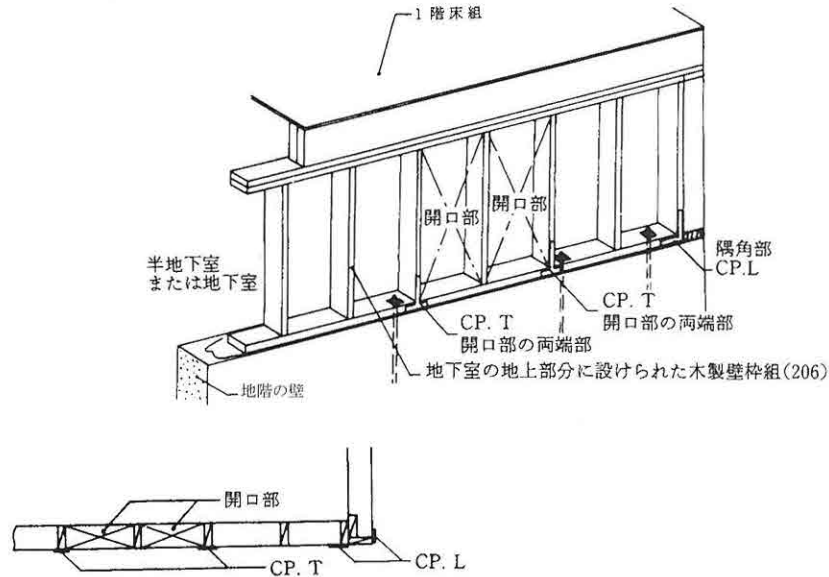
参考図3.1.1-2 傾斜地を造成した地盤における基礎の対応例



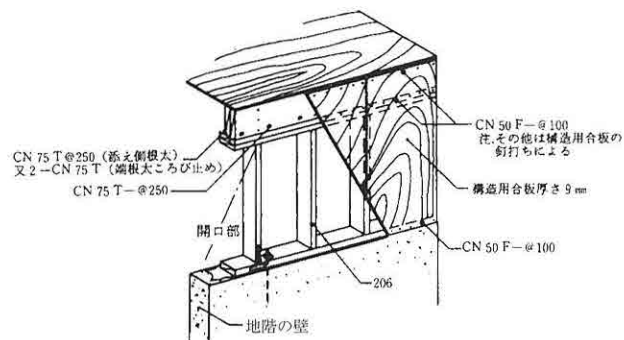


**割栗地業** 割られた石が相互にかみ合い一つの板のようになって定着地盤の突固めを効果的に行うことを目的とする。  
割られた石とは、玉石の割られたもの及び砕石で、大きいものを表している。ただし、良質地盤においては、この地業を施すことにより地盤を乱し、かえって耐力を減ずることがあるから注意すること。

参考図3.3.3 木造の壁の構造  
(A) 隅角部及び開口部両端部の補強

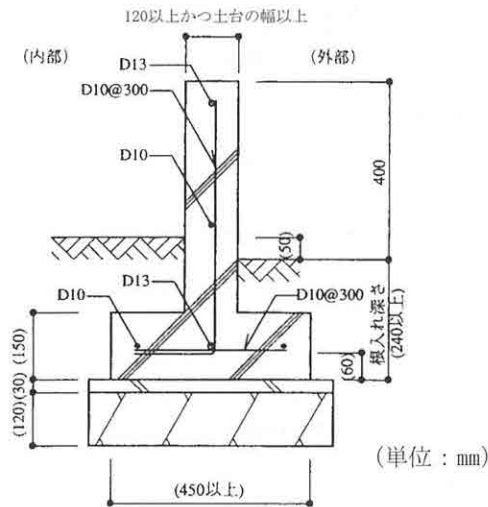


(B) 釘打ち及び面材のはり方



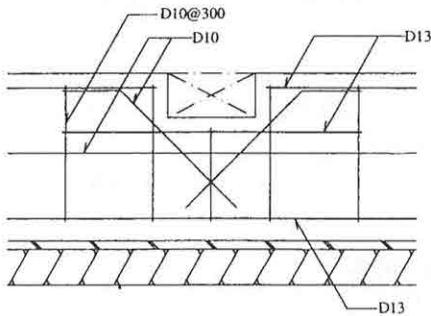
### 参考図3.4.2 布基礎詳細例

(A) 配筋図



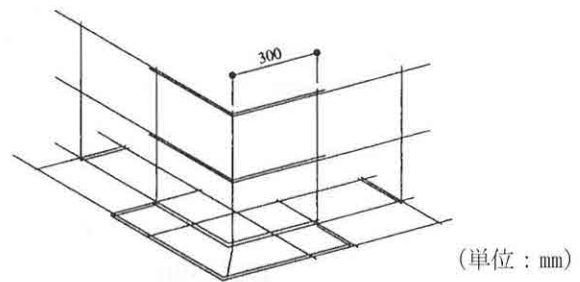
- (注) 1. 布基礎各部の寸法のうち( )内の寸法は一般的な参考例である。底盤の幅の決定にあたっては荷重条件及び地盤の地耐力等を勘案して適切なものとする。
2. 横筋のうち上下主筋はD13その他の横筋及び縦筋はD10とし、鉄筋の間隔は300mmとすることを標準とする。
3. 立ち上がりの補助筋に上端筋(主筋)を固定(結束)する際に、上端筋の正確な位置取りが困難な場合には、補助筋の頂部にフックを設けて上端筋を適切に配筋できるようにすることが好ましい。

(B) 換気孔まわりの補強例



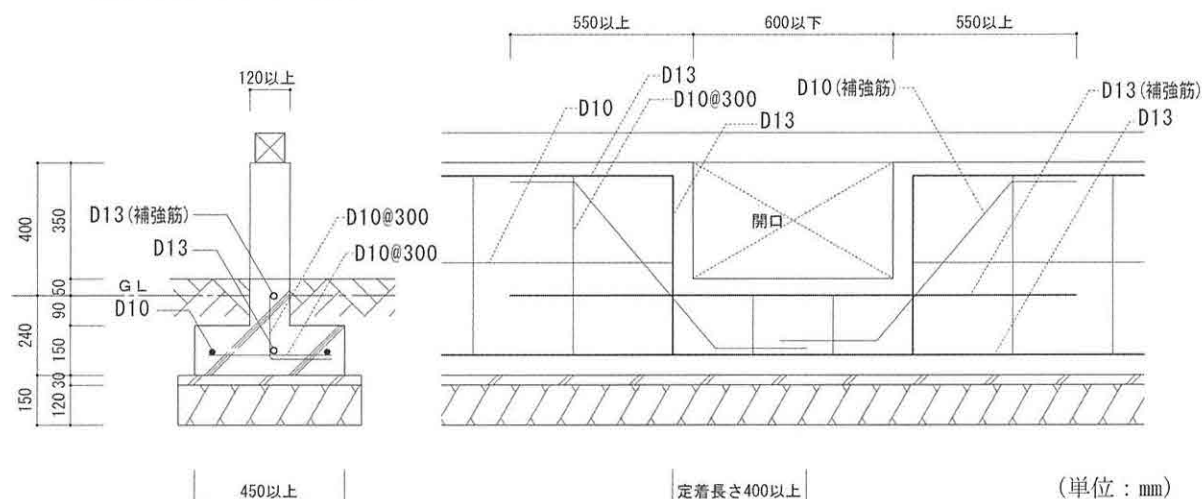
- (注) 換気孔まわりはD13の横筋とD10斜め筋により補強する。
- D13横筋の長さは、500mm+換気孔の幅の長さ+500mmとする。
- D10斜め筋の長さは、 $2 \times 400 \text{ mm} = 800 \text{ mm}$ 以上とする。
- (コンクリートの呼び強度  $24 \text{ N/mm}^2$  の場合)

(C) コーナー部の配筋おさまり例



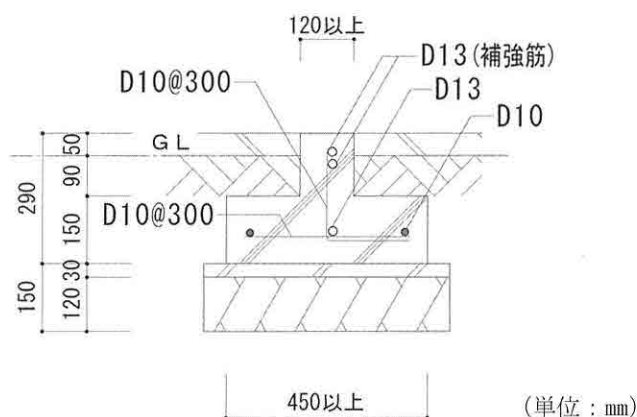
- (注) 隅角部では各横筋を折り曲げた上直交する他方向の横筋に300mm以上重ね合わせる。

(D) 人通口まわりの補強例

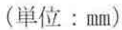


- (注) 1. 人通口まわりはD13横筋とD10斜め筋により補強する。  
 2. 補強用D13横筋の長さは、550mm+人通口の幅の長さ+550mm以上とする。  
 3. 補強用D10斜め筋の定着長さは、400mm以上とする。  
 4. 人通口の幅は600mm以下とし、設置位置はたて枠間隔が1.82m以下の下部で、かつ、たて枠から近い方の人通口端部までの距離が300mm以内とする。  
 5. たて枠間隔が1.82mを超える下部に設ける場合は構造計算を行い適切な補強を行う。  
 6. 補強用D10斜め筋の定着長さを400mm以上確保する代わりに通し筋としてもよい。

(E) 基礎立ち上がり高さが小さい場合（インナーガレージとする場合等）の補強例

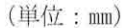


- (注) 1. 基礎の立ち上がり高さが小さい部分は D13横筋2本によって補強する。なお、補強用D13横筋2本は、開口部下部だけでなくその通り全体に配筋する。  
 2. 開口部の幅は2.73m未満とする。  
 3. 開口部の幅が2.73mを超える場合は、構造計算を行い適切な補強を行う。



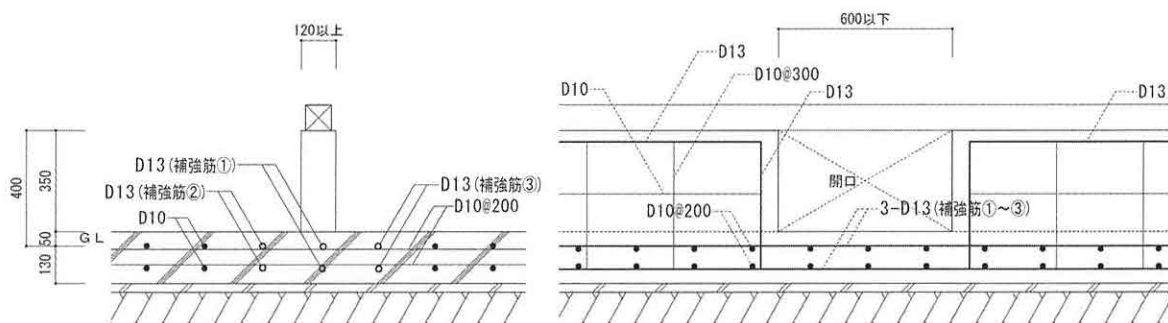
3. 根入れ深さは12cm以上かつ凍結深度以上とする。なお、建物内部の底盤の根入れ深さを建物外周部より浅く設定する場合は、その位置で許容応力度が確保されるようにその地盤に応じた適切な措置を行うとともに、建物外周部は基礎施工後の給排水・ガス工事等による地業・地盤の損傷による建物内部への雨水の侵入を防ぐために、適切な根入れ深さとする。
4. 配管類のための穴の間隙に防蟻性のある材料（ルーフィング用コールタールビッチ、ゴム状の瀝青シール等）を充填する等、防蟻上有効な措置を施す。
5. 基礎底盤の雨水を排水するため、適切な位置に水抜き孔を設ける。なお、当該水抜き孔は工事完了後にふさぐ。

参考図3.4.3-2 ベタ基礎の人通口まわりの補強例 1



- (注) 1. 人通口まわりはD13補強筋 (①～②) 及びD10補強筋 (③～④) により補強する。
2. D13補強筋②の長さは、550mm+人通口の幅の長さ+550mm以上とし、その重ね長さは550mm以上とする。
3. D10補強筋③の定着長さは、400mm以上とする。
4. 人通口の幅は600mm以下とし、設置位置はたて枠間隔が1.82m以下の下部で、かつ、たて枠から近い方の人通口端部までの距離は300mm以内とする。
5. たて枠間隔が1.82mを超える下部に設ける場合は構造計算を行い適切な補強を行う。
6. D13補強筋②の重ね長さを550mm以上確保する代わりに通し筋としてもよい。

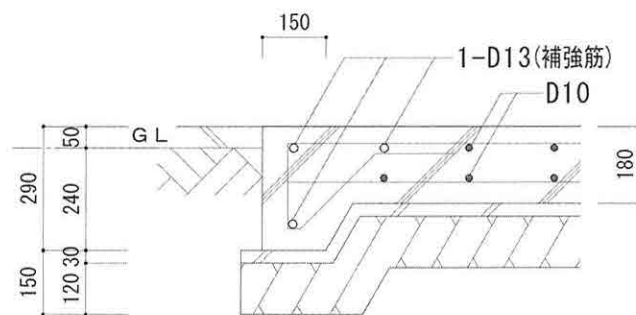
参考図3.4.3-3 ベタ基礎の人通口まわりの補強例2



(単位：mm)

- (注) 1. 人通口の下部はD13補強筋 (①～③) で補強する。  
 2. 人通口の幅は600mm以下とし、人通口を設ける位置はたて枠間隔が0.91m以内の下部とする。  
 3. たて枠間隔が0.91mを超える下部に人通口を設ける場合は構造計算を行い適切な補強を行う。

参考図3.4.3-4 ベタ基礎の基礎立ち上がり高さが小さい場合（インナーガレージとする場合等）の補強例

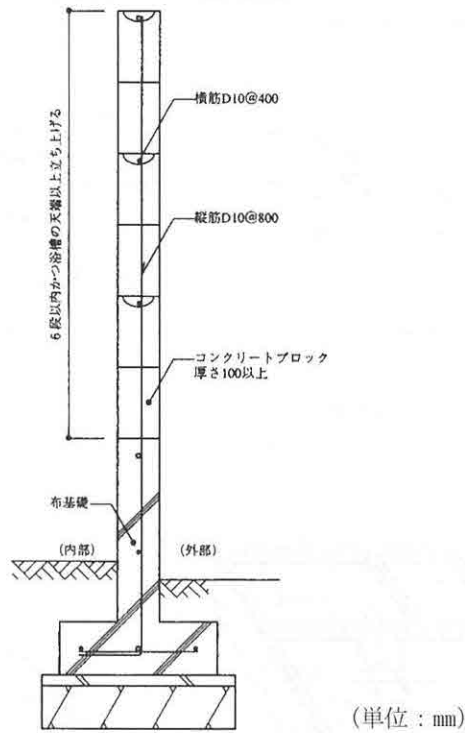


(単位：mm)

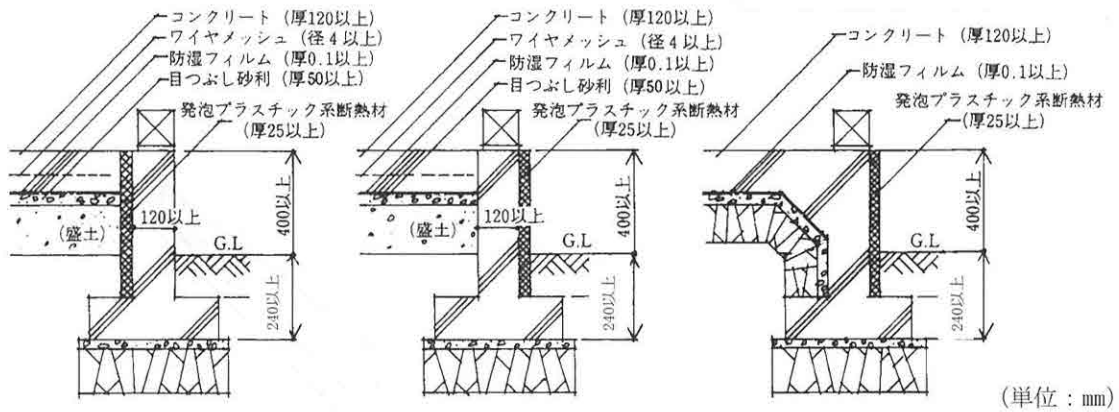
- (注) 1. 開口部下部は、D13補強筋により補強する。  
 2. D13補強筋は、開口部がある通り全体に配筋する。  
 3. 開口部の幅は2.73m未満とする。  
 4. 開口部の幅が2.73mを超える場合は構造計算を行い適切な補強を行う。



参考図3.4.4 腰壁詳細



参考図3.4.5 土間コンクリート床

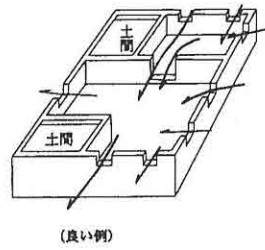


- (注) 1. 土間コンクリート床とは、盛土の上に、非構造スラブであるワイヤーメッシュ入りコンクリートスラブを設けるものをいう。
2. 地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすいため、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況を十分勘案して詳細仕様を検討するよう注意が必要である。本章3.5（基礎断熱工事）解説（断熱材の施工位置）を参照する。

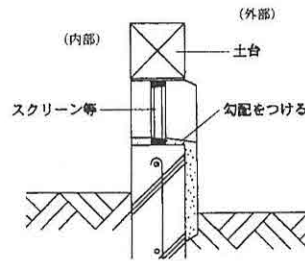
参考図3.4.9 床下換気

(A) 床下換気孔による場合

(a) 床下換気孔の換気計画

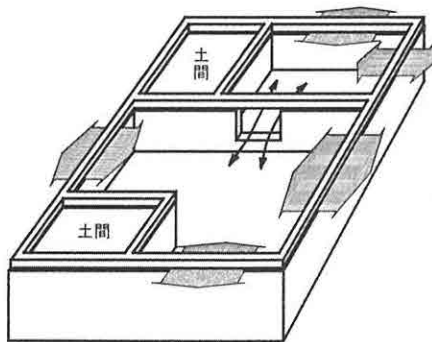


(b) 床下換気孔断面図

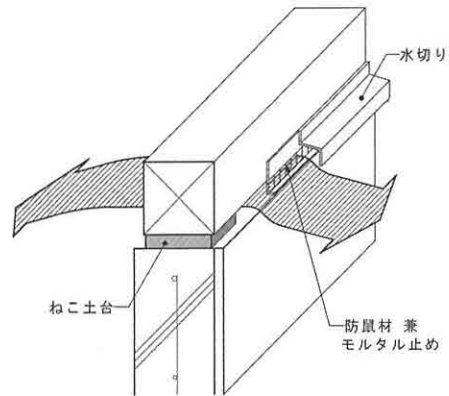


(B) ねこ土台による場合

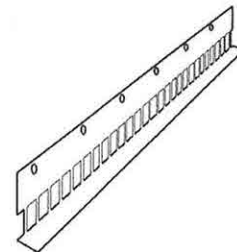
(a) ねこ土台の換気計画



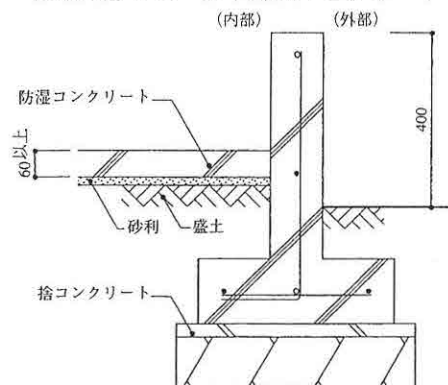
(b) ねこ土台による換気まわり詳細図



(c) 防鼠材の例



参考図3.4.13 床下防湿コンクリート



(単位: mm)

### 3.5 基礎断熱工事

#### 3.5.1 一般事項

1. 基礎断熱工法に係る仕様はこの項による。
2. 本項でいう基礎断熱工法とは、床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設けない工法をいう。

#### 3.5.2 基礎における断熱材の施工

1. 断熱材は吸水性を有しない材料を使い、基礎の底盤上端から基礎天端まで打ち込み工法により施工する。
2. 断熱材の継ぎ目は、隙間がでないように施工する。型枠脱型後、隙間が生じているときは現場発泡断熱材などで補修する。
3. 基礎の屋外側に設ける断熱材が外気に接しないよう、外装仕上げを行う。
4. 基礎天端と土台との間にはすき間が生じないようにする。

#### 3.5.3 断熱材の施工位置

基礎に施工する断熱材の施工位置は、次のいずれかとする。

- ☐イ. 基礎の内側  
☐ロ. 基礎の外側  
☐ハ. 基礎の両側（内側と外側両方）

#### 3.5.4 断熱材の厚さ

1. 基礎に施工する断熱材は、次の表の熱抵抗値を満たすものとし、断熱材の厚さは、地域区分及び断熱材の種類（本章9（断熱工事）における地域区分及び断熱材の種類）ごとに表中の数値以上とする。

| 地域<br>区分 | 必要な<br>熱抵抗値 | 断熱材の種類・厚さ（mm） |     |    |    |    |    |    |
|----------|-------------|---------------|-----|----|----|----|----|----|
|          |             | A-1           | A-2 | B  | C  | D  | E  | F  |
| I        | 1.2         | 65            | 60  | 55 | 50 | 45 | 35 | 30 |
| II～V     | 0.6         | 35            | 30  | 30 | 25 | 25 | 20 | 15 |

2. I～III地域において基礎を鉄筋コンクリート造のべた基礎とし、断熱材を基礎の内側に施工する場合には、次の部分について吸水性を有しない断熱材により断熱補強の施工（長さ450mm程度以上、厚さ20mm程度以上）を行う。

- イ. 布基礎の立上がり部分とべた部分の取合い部において住宅内部に向かう部分（水平に施工）  
 ロ. 間仕切壁下部の布基礎において、外周部から住宅内部に向かう部分の両側（垂直に施工）

#### 3.5.5 床下防湿・防蟻措置

床下地面には次のいずれかの措置を講ずる。ただし、床下地面の防蟻措置が必要な地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県以外の地域）に建設する場合は3又は4に限る。

- ☐1. 床下全面にJIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）若しくはJIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。なお、防湿フィルムの重ね幅は300mm以上とし、防湿フィルムの全面をコンクリート又は乾燥した砂等で押え、押えの厚さは50mm以上とする。
- ☐2. 床下全面に厚さ100mm以上のコンクリートを打設する。
- ☐3. 鉄筋コンクリート造のべた基礎（厚さ100mm以上で防湿コンクリートを兼ねる。）とする。
- ☐4. 布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリート（厚さ100mm以上で防湿コンクリートを兼ねる。）で覆う。

## 施工方法

### 基礎断熱工法における注意点

床断熱工法に替えて基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設けない工法）を採用する場合、次の点に注意する必要がある。

- (1) 床下換気孔が設置されなくなることから、床下空間に耐久性上支障が生ずるような水蒸気の滞留、結露の発生が起きないように、床下地面からの防湿を入念に行う。また、床下空間の空気質を室内と同質にし、床下における水蒸気の滞留を防止することも重要であり、例えば、床下に機械式強制排気設備を設置し、居室の空気を、床下経由で屋外に排出することなどは有効な手段のひとつである。
- (2) 地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすいため、本工法の採用に当たっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況等の実状を十分勘案の上決定する。
- (3) 床下空間の空気は外気ではなく、上部の居住空間の空気との交流が主となるため、床下空気中に防腐・防蟻薬剤が放散しないような工法、材料の選択をすることが望ましい。また、居住空間が高湿度となっている場合には、床下空間も高湿度となり、耐久性上支障となる結露やカビの発生が考えられるため、居住空間の湿度の管理を適切に行う。
- (4) 排水管からの漏水や雨漏りによる雨水が床下空間に侵入した等の異常を認めた際には、速やかに対策を講ずる。
- (5) 床下の点検口等を使用して定期的に床下空間の点検を行う。

### 基礎における断熱材の施工

基礎の断熱材施工後、断熱材同士の間にはすき間が生じていると熱的な弱点が生じ、耐久性上支障となる恐れのある結露が生ずる要因となる。したがって、型枠脱型後に、断熱材同士の間には隙間が生じている場合は、現場発泡ウレタン材などで補修することが必要である。

### 断熱材の施工位置

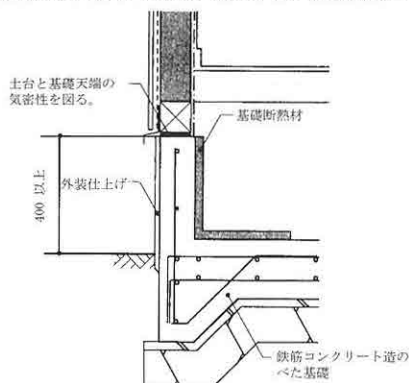
地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすく、断熱材を地中に埋め込む本工法の採用にあたっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況等の実状を十分勘案して、採用・不採用や詳細仕様を決定するような十分な注意が必要である。仕様書本文では限定していないが、シロアリの被害が想定される地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県以外）では、地中に埋め込んだ基礎の外側の断熱材が蟻道となる恐れが高いため、断熱材の施工位置を内側とする（参考図3.5-1 参照）。

やむを得ず基礎の外側に断熱材を施工する場合は、次のような蟻害を防ぐための工夫をする必要がある。しかしながら、蟻害を完全に防止することは非常に難しく、これらの工夫を実施した場合でも、定期的に蟻害がないか点検を行うなど、十分に注意が必要である。

- (1) (社)日本木材保存協会が認定している防蟻剤処理断熱材又は耐蟻性を持つ断熱材を、基礎との間に隙間が生じないように施工する。
- (2) (1)の措置を行った上で、(社)日本しろあり対策協会が定めている維持管理型しろあり防除法標準仕様書に則った維持管理を行う。

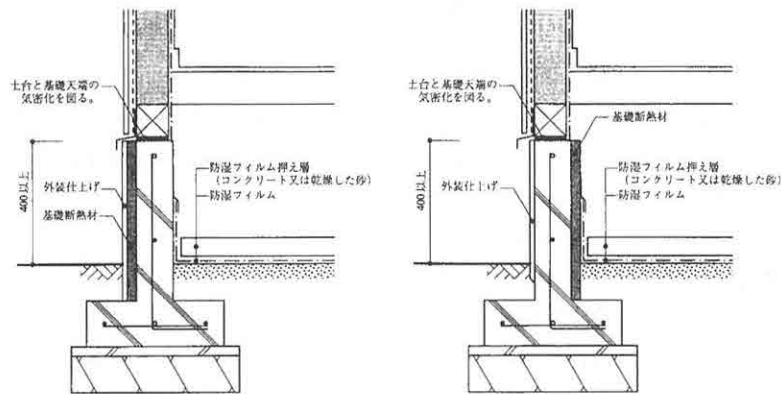
一方、寒冷地でシロアリ被害が想定されない地域においては、基礎の耐久性向上、熱橋防止と基礎の熱容量の活用を図るうえで、断熱材の施工位置を外側又は両側とすることが望ましい。

参考図3.5-1 床下地面の防蟻措置が必要な地域における基礎断熱工法（内側施工+べた基礎仕様）

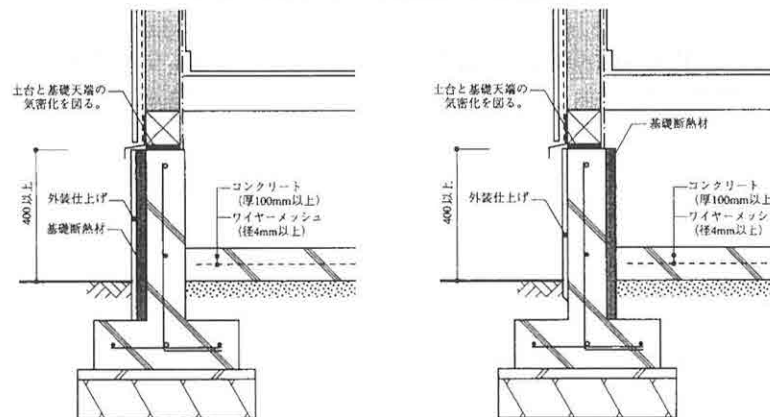


参考図3.5-2 床下地面の防蟻措置が不要な地域における基礎断熱工法

(A) 床下防湿フィルムによる防湿仕様



(B) コンクリート打設による防湿仕様



防湿フィルムの押え

床下防湿措置において、防湿フィルムを乾燥した砂で押さえる場合は、次の点に留意する。

(1) 設計・施工上の留意点

- ①防湿フィルムの施工にあたっては、あらかじめ地面に飛散する木片等を除去した上、地面を十分締め固め、平滑にし、フィルムの上に乾燥した砂を全面かつ均一に敷きつめる。
- ②配管工事、木工事など、床下空間で作業を行う場合は、敷きつめた砂を乱さないように、また防湿フィルムが破損しないように十分注意する。
- ③地面やフィルム面、押え砂に木くず等が混入しないように清掃を行う。
- ④施工時の天候に留意し、万一雨水等により地面や押え砂が濡れた場合は、十分乾燥させる。
- ⑤床組最下面と押え砂上面とは、300mm程度以上の床下空間を確保することが望ましい。

(2) 維持管理上の留意点

- ①配管や床の修繕など、床下にて作業を行う際には、地盤防湿性能が低下しないよう、十分留意して行う。
- ②修繕等の工事で押え砂や防湿フィルムを取り除く場合は、工事施工後元通りに戻しておく。

コンクリートの乾燥

コンクリートを使用して床下防湿措置を講ずる場合、施工直後はコンクリート中に含まれた水分が蒸発することにより床下空間の湿度が高くなり、結露やかび等が発生する危険性が高くなる。したがって、床下のコンクリートが十分乾燥してから床仕上げを行う等十分注意することが必要である。

#### 留意事項

##### 基礎断熱とする場合の断熱材の厚さ

床下空間で耐久性上支障となる恐れのある結露が生ずる可能性を低くするため、基礎に施工する断熱材の熱抵抗値を設定している。

また、フラット３５Ｓの利用にあたり省エネルギー性の基準を選択する場合には、基礎断熱工法の断熱材厚さについて、Ⅲ-1.3.3（断熱材の厚さ）の表中「土間床等の外周部・外気に接する部分」の数値とする必要がある。

なお、フラット３５Ｓ（省エネルギー性）の利用にあたり熱損失係数または年間暖冷房負荷の基準を適用することにより、基礎部（土間床の外周部）への断熱材厚さを低減できる場合もあるが、耐久性確保の観点から、少なくとも本章3.5.4の表中の数値以上とする必要がある。

##### べた基礎等による防蟻措置について

基礎断熱工法では、床下空間の換気は屋外ではなく、主に上部の居住空間との間で行われることとなるため、シロアリの被害が想定される地域では薬剤による土壌処理に代わる効力を有するよう、本章3.5.5（床下防湿・防蟻措置）の３又は４とする。

### 3.6 埋戻し・地ならし

3.6.1 埋 戻 し 埋戻しは、根切り土のうち良質な土を利用し、厚さ300mm以内ごとにランマーなどで突き固める。

3.6.2 地 な ら し 建物の周囲1mまでの部分は、水はけをよくするように地ならしをする。